

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 作田久男

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ返送くださるか、インターネットウェブサイト等により議決権を行使くださるか、いずれかの方法により、平成18年6月21日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます(12ページから13ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照)。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月22日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第69期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書の報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 貸借対照表および損益計算書報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 第69期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 自己株式取得の件
 - 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

〔なお、招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第69期報告書」(2ページから28ページまで)に記載のとおりであります。〕

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 第69期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添の「第69期報告書」(24ページ)に記載のとおりといたしたいと存じます。

当社は、長期経営構想「グランドデザイン2010」において、「企業価値の長期的最大化」を経営目標とし、株主の皆様への適切な利益配分および長期的な収益拡大のための成長を重要な経営課題と位置付けております。したがって、企業価値向上に向けて、必要不可欠な研究開発費、設備投資などの成長投資のための内部留保を確保したうえで、長期安定配当を維持しつつ、各期の連結当期純利益の20%前後の配当性向を目標とすることを利益配分の基本方針としております。

当期の利益配分につきましては、上記の方針にもとづき、4期連続の増収増益、過去最高益を達成したことを勘案し、1株につき18円とさせていただきますと存じます。

なお、さきに1株あたり12円の間配当金をお支払しておりますので、年間配当金は前期より6円増額の1株あたり30円となります。

当期の取締役賞与金につきましては、当期の功労に報いるため、当期の業績等を総合的に勘案し、期末時の社外取締役を除く取締役5名に対し140,200,000円とさせていただきますと存じます。取締役賞与の支給につき、利益処分としてのご承認とともに、会社法第361条第1項の規定にもとづき必要な取締役の報酬等としてのご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)および会社法にもとづく法務省令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることによって可能となる事項について次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

必要に応じて、株主総会参考書類等の一部につきインターネットを利用した方法により、紙幅の制約にとらわれずに株主の皆様へ充実した情報の開示を行えるよう、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

従来から、株主総会の円滑な運営を図るため、商法の規定にもとづき、代理人による議決権行使について代理人の数を1名に制限する取扱いとしております。この取扱いを定款において明確にするため、現行定款第16条について、所要の変更を行うものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第25条を変更するものであります。

社外監査役の招聘を容易にするため、社外監査役との間で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として責任を限定する旨の契約を締結できるよう、変更案第40条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

(2) 上記のほか、会社法にもとづく株式会社として必要な定め~~の~~加除・修正および移設などを行うとともに、この機会に定款の定めの見直しを行い、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社の商号は、オムロン株式会社と称する。 英文では、<u>OMRON CORPORATION</u> と称する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、オムロン株式会社と称し、<u>英文では、OMRON Corporation</u>と表示する。</p>
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. } (条文省略)</p> <p>15.</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(15)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機</u> <u>関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、<u>事故その他のやむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4億8,700万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4億8,700万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u> <u>当社は1単元未満の株式については株券を発行しない。</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> 2 <u>当社は、本定款第7条の定めにかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(単元未満株式の買増し) 第8条 <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u>	(単元未満株式の買増し) 第11条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
(株式取扱規則) 第9条 <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第12条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集者)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(招集者)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議 長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(議 長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 増員または<u>任期の満了前に退任した取締役の補欠</u>として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(代表取締役) 第22条 取締役社長は代表取締役とする。 前項のほか、取締役会の決議により前条の役付取締役のなかから代表取締役を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第25条 取締役社長は代表取締役とする。 2 前項のほか、取締役会の決議によって前条の役付取締役のなかから代表取締役を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第27条 (現行どおり) 2 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の定めにかかわらず、取締役が決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役会員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。 前項の報酬の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。 2 前項の報酬等の内には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の定めにより、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の定めにより、社外取締役との間に、<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>第33条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p>
<p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名して当会社に保存する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程) 第37条 (条文省略)	(監査役会規程) 第38条 (現行どおり)
(報 酬) 第38条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設) 第6章 計 算	(社外監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれが高い額とする。
(営業年度) 第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第6章 計 算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(株主配当金) 第40条 株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。	(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第42条 株主配当金または中間配当金はその支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第3号議案 自己株式取得の件

経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、会社法第156条の規定にもとづき、本定時株主総会終結の日から1年間を経過する時または次期定時株主総会終結の時のうちいずれか早い方の時まで、当社普通株式420万株、取得価額の総額150億円を限度として、取得することについてご承認をお願いいたしますと存じます。

第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

社外取締役を除く当社取締役に対して、報酬として、ストックオプションとしての新株予約権を本定時株主総会開催日の翌日から1年間に総額9,400万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。社外取締役を除く現在の取締役は5名であります。

当該新株予約権の価値は当社株価に連動するものであり、当該新株予約権の付与は、当社の中長期的業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と対象者の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大をはかることを目的とするものであります。

なお、当社の取締役の報酬は、平成12年6月27日開催の第63期定時株主総会において「月額3,500万円以内」としてご承認いただいております固定額の基本報酬（月額報酬）、短期的な業績を反映する取締役賞与金、およびストックオプションとしての新株予約権で構成されております。

当該新株予約権の総額は、上記の目的に鑑み、基本報酬（月額報酬）、取締役賞与金とのバランスその他諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであります。

付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 1,200個を本定時株主総会の翌日から1年間の上限とする。

新株予約権の目的となる株式 当社普通株式120,000株を本定時株主総会の翌日から1年間の上限とする。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、つぎにより決定される1株あたりの払込金額に、(1)で定める新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株あたりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が募集株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる）。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(5) その他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以 上

議決権行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類ならびに計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.omron.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月21日午後5時30分までに到着するようご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。

(4) 電磁的方法による議決権行使

お手続きは、当社の指定するURLにアクセスしていただき、「株主総会に関するお手続きサイト」内の議決権行使専用サイト（以下、「議決権行使サイト」といいます）をご利用ください。

（注）「株主総会に関するお手続きサイト」へのログインには議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワード（または株主様が登録されたパスワード）が必要となります。

インターネットによる議決権行使は平成18年6月21日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権の行使は、お手許の議決権行使書用紙による郵送にて議決権行使する方法、または当社の議決権行使サイトによる方法のいずれか一方によってのみ行使することができます。双方で行使することのないようご注意ください。

（注）双方で行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

具体的なお手続きについて

画面タイトル	手続き
	インターネットへの接続が可能なパソコンにより、以下のアドレスにアクセスしてください。 https://www.evoting.tr.mufg.jp/e-voting/
ト ッ プ ペ ー ジ	「本サイト利用規定」「本サイト利用ガイド」を必ずご覧いただいたうえで「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。
ロ グ イ ン	(1) パスワードの変更手続き（初回ログイン時） 画面の案内に従い、議決権行使書用紙右下に記載している「ログインID」および「仮パスワード」を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。 ログイン後、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、パスワードをご登録ください。 *登録後は再度ログイン画面になります。 (2) ログイン 画面の案内に従い、登録されたパスワードを用いてログインしてください。
会 社 の 確 認	画面に表示された会社名、株主番号、行使できる議決権の数をご確認のうえ、「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。
議案賛否方法の選択	画面の案内に従い、議案賛否の方法をご選択いただき、該当するボタンをクリックしてください。
議案別賛否入力	各議案について個別に賛否を入力する方法（不統一行使を含む）を選択した場合は、各議案毎（候補者複数の選任議案は各候補者毎）に賛否を入力し「確認」ボタンをクリックしてください。 賛否方法の選択画面へ戻る場合は、「前の画面に戻る」ボタンをクリックしてください。
行使内容の確認	画面に表示された議決権の行使内容をご確認のうえ、「送信」ボタンをクリックしてください。 行使内容の変更等をされる場合は、「前の画面に戻る」ボタンをクリックしてください。
終	了 議決権行使は以上で終了となります。

（注）各画面の上部にタイトルが表示されますので、ご確認のうえ手続きをお取りください。

システム環境等

電磁的方法による議決権行使には次のシステム環境が必要となります。

インターネットにアクセスできること。

パソコン環境として以下をお使いであること。

(1) OS環境とインターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）

- ・ Windows（95、98、2000、Me、NT4.0、XP各日本語版）の場合

Microsoft Internet Explorer4.01SP1（日本語版）以上または

Netscape Communicator4.5（日本語版）以上

Netscape6以上ではご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・ Macintosh（MacOS9.2以降、Xv10.2各日本語版）の場合

Microsoft Internet Explorer5.0（日本語版）以上または

Netscape Communicator4.7（日本語版）以上

Netscape6以上ではご利用いただけませんのでご注意ください。

(2) 表示装置（モニタ）：800×600以上が表示できる環境

(注) 1. 携帯電話、PDA、ゲーム機等には対応しておりません。

2. お手続きにあたり商用プロバイダーのダイヤルアップ接続等をご利用の場合、プロバイダーへのダイヤルアップ接続等にかかる料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

Windows®は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

Macintosh®は米国Apple Computer, INCの米国およびその他の国における登録商標です。

Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの商標です。

Netscape CommunicatorはNetscape Communications Corporationの商標です。

その他の商品名は、各社の商標または登録商標です。

< 株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先 >

1. パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-858-696（フリーダイヤル）

受付時間 土日休日を除く9：00～21：00

2. 上記1.以外のご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-707-696（フリーダイヤル）

受付時間 土日休日を除く9：00～17：00

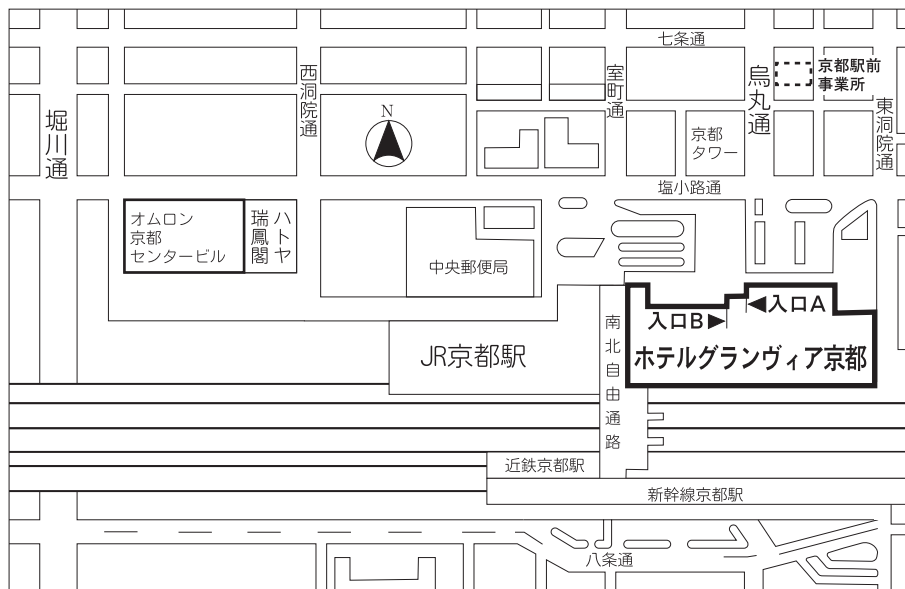
以 上

[メ モ 欄]

[メ モ 欄]

< 株主総会会場ご案内図 >

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都（3階「源氏の間」）



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅に直結しております。
- ホテル正面（1階）よりお越しの株主さまは入口Aから、
烏丸中央改札口よりお越しの株主さまは入口Bから、
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、
エスカレータにて3階「源氏の間」までお越しください。
- なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、
できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

OMRON

ホームページアドレス <http://www.omron.co.jp>